



2025年5月22日

各 位

会社名 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮下 功  
(コード番号 2296 東証プライム)  
問合せ先 IR室長 篠原 栄晃  
(TEL 03-5723-6892)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月25日開催予定の第9期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 監査等委員会設置会社への移行等に伴う変更

当社は、本年1月17日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することとしました。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、定款に監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うとともに、業務執行と監督との分離を促進するため、重要な業務執行の決定権限を取締役会から業務執行取締役委任できる規定を新設するものです。

##### (2) 事業目的の変更

当社は長期経営戦略2035にて、「海外事業の成長加速・成長事業の展開」を掲げており、事業目的を見直し、整理するものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会決議日 2025年6月25日(予定)

定款変更の効力発生日 2025年6月25日(予定)

以上

## 別紙

## 定款 新旧対照表

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条 (条文省略)	第1章 総則 第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>食肉加工品の製造及び販売</u>	1. <u>食肉加工品、食品の製造及び販売</u>
2. ～3. (条文省略)	2. ～3. (現行どおり)
4. <u>冷凍食品の製造及び販売</u>	<削除>
5. <u>水産加工品の製造及び販売</u>	<削除>
6. <u>缶詰、壺詰食品の製造及び販売</u>	<削除>
7. <u>栄養保存食品の製造及び販売</u>	<削除>
8. <u>乳製品、調理食品、惣菜類の製造及び販売</u>	<削除>
9. <u>米穀類、麺類、パン、菓子類の製造及び販売</u>	<削除>
10. <u>ソース、調味料類、エキス系調味料類の製造及び販売</u>	<削除>
11. <u>食用油脂類の製造及び販売</u>	<削除>
12. <u>医薬品、医薬部外品、検査用試薬、動物医薬品の製造及び販売</u>	4. <u>医薬品、医薬部外品、検査用試薬、動物医薬品の製造及び販売</u>
13. <u>健康食品の製造及び販売</u>	<削除>
14. <u>堆肥の製造及び販売</u>	5. <u>堆肥の製造及び販売</u>
15. <u>塩、苦汁の製造及び販売</u>	<削除>
16. <u>農産物、農産加工品の生産、製造及び販売</u>	6. <u>農産物、農産加工品の生産、製造及び販売</u>
17. <u>前各号に付帯、関連する輸出入業</u>	7. <u>前各号に付帯、関連する輸出入業</u>
18. <u>食肉の加工及び食肉加工品の製造及び販売に関する技術及び経営の指導</u>	8. <u>食肉の加工及び販売並びに食肉加工品、食品の製造及び販売に関する技術及び経営の指導</u>
19. <u>飲食店の経営</u>	9. <u>飲食店の経営</u>
20. <u>倉庫業、一般貨物自動車運送業及び貨物自動車利用運送業</u>	10. <u>倉庫業、一般貨物自動車運送業及び貨物自動車利用運送業</u>
21. <u>不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業</u>	11. <u>不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業</u>
22. <u>人事・総務・庶務に関する事務の代行、並びにそれらに関するコンサルティング業務</u>	12. <u>人事・総務・庶務に関する事務の代行、並びにそれらに関するコンサルティング業務</u>
23. <u>コンピュータシステムの企画、開発、販売、保守、管理及び運用並びにそれらの受託</u>	13. <u>コンピュータシステムの企画、開発、販売、保守、管理及び運用並びにそれらの受託</u>

<p>2 4. <u>通信販売事業</u></p> <p>2 5. <u>有価証券の取得及び運用</u></p> <p>2 6. <u>金銭の貸付及び債務保証</u></p> <p>2 7. <u>前各号に付帯する投資又はこれに関連する一切の業務</u></p>	<p>1 4. <u>通信販売事業</u></p> <p>1 5. <u>有価証券の取得及び運用</u></p> <p>1 6. <u>金銭の貸付及び債務保証</u></p> <p>1 7. <u>前各号に付帯する投資又はこれに関連する一切の業務</u></p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p>	<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>3. <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>第11条 (株式取扱規則及び株主名簿管理人)</p> <p>(1) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定める</u>。</p> <p>(4) (条文省略)</p>	<p>第11条 (株式取扱規則及び株主名簿管理人)</p> <p>(1) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める</u>。</p> <p>(4) (現行どおり)</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数)</p> <p><u>(1) 当社の取締役は、15名以内とする。</u></p> <p><u>(2) 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p>
<p>第19条 (取締役の選任及び任期)</p> <p>(1) 取締役は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(4) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第19条 (取締役の選任及び任期)</p> <p>(1) 取締役は、株主総会の決議において<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任する</u>。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(5) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(6) <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(7) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第20条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>(1) 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第20条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>(1) 当社は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第21条（取締役会招集の通知）</p> <p>取締役会を招集するには、会日の3日前までに<u>各取締役及び各監査役に対してその通知を</u>発してこれを行う。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第21条（取締役会招集の通知）</p> <p>取締役会を招集するには、会日の3日前までに<u>各取締役に対してその通知を</u>発してこれを行う。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第22条（条文省略）</p>	<p>第22条（現行どおり）</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第23条（重要な業務執行の決定の委任）</u></p> <p><u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第23条（条文省略）</p>	<p>第24条（現行どおり）</p>
<p>第24条（相談役及び顧問）</p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第25条（取締役会規則）</p> <p>取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>	<p>第25条（取締役会規則）</p> <p>取締役会に関する事項については、法令又は本定款の<u>ほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>

<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u>  <u>第26条（監査役の員数）</u>  <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;  &lt;削除&gt;</p>
<p><u>第27条（監査役の選任及び任期）</u>  <u>（1）監査役は、株主総会の決議において選任する。</u>  <u>（2）前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>（3）監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>（4）会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>（5）前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第28条（監査役会招集の通知）</u>  <u>監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対してその通知を發してこれを行う。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第29条（監査役の責任免除）</u>  <u>（1）当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>（2）当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第30条（監査役会規則）</u>  <u>監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

<p>&lt;新設&gt; &lt;新設&gt;</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>第26条（監査等委員会招集の通知）</u> <u>監査等委員会を招集するには、会日の3日前までに各監査等委員に対してその通知を発してこれを行う。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第27条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 計 算 <u>第31条～第33条</u>（条文省略）</p>	<p>第6章 計 算 <u>第28条～第30条</u>（現行どおり）</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>附 則（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>（1）第9期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第426条第1項に基づく損害賠償責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条第1項に定めるところによる。</u> <u>（2）第9期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条第2項に定めるところによる。</u></p>